

今後のフロン類等対策の方向性について②

平成25年2月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
フロン等対策推進室長 高澤 哲也

今後のフロン類等対策の方向性について(案)

I.現状認識と対策の考え方

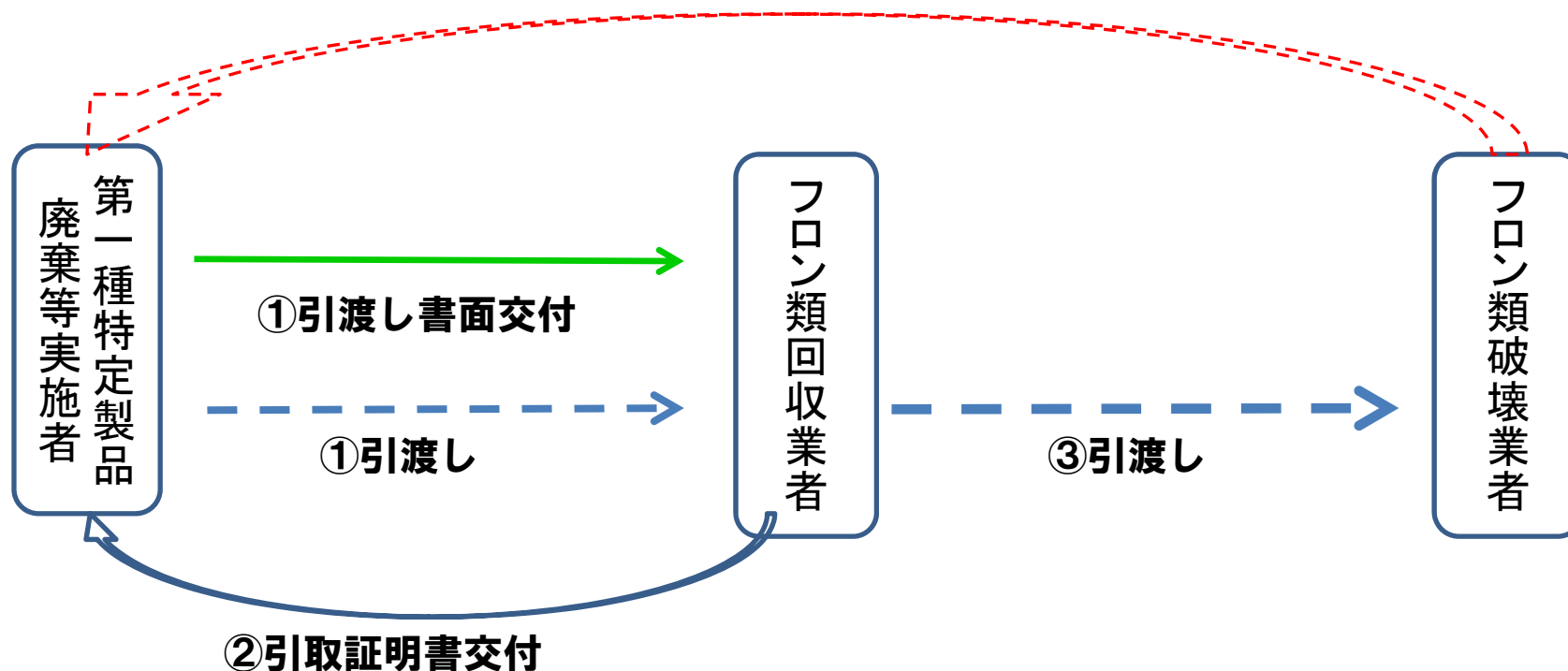
II.具体的対策の方向性

- ①フロン類等使用製品のノンフロン・低GWP化促進
(機器・製品メーカーによる転換)
- ②フロン類の実質的フェーズダウン(ガスメーカーによる取組)
- ③業務用冷凍空調機器使用時におけるフロン類の漏えい防止
(使用者による冷媒管理)
- ④フロン類回収を促進するための方策
- ⑤建築物の解体工事における指導・取組の強化

III. その他

具体的対策の方向性④フロン類回収を促進するための方策

- 現行のフロン回収・破壊法では、第一種特定製品の廃棄等実施者によるフロン類の扱いの確認は、回収業者への引き渡しまでのみ。
- 今後、回収されたフロン類の再生を促す場合、負担すべき費用の透明化のため、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類がどのように処理されたかを確認出来る仕組みが必要ではないか。



具体的対策の方向性④フロン類回収を促進するための方策

○ 回収実績が少ない業者や技術力が必ずしも十分でない業者もあり、「回収の方法や回収装置の能力などの技術的基準の強化や回収実績などを考慮した人的要件の厳格化等を検討すべき」との指摘がある

→ **回収業者の技術力の確保及び向上のための対策強化**（例えば、フロン類の回収に当たっては、十分な知見を有する者が、自ら回収を行うことを義務づけるかどうか等）

○ 行程管理票について、複数の様式が流通し、記入や手続の煩雑さや産業廃棄物管理票との混同など、事業者への負担が大きい

→ **行程管理制度の効率化・円滑化、廃棄等実施者等に対する利便性向上のための検討**

○ 建築物等の解体工事の際に、当該建築物等に設置された第一種特定製品からのフロン類の引渡が複数の事業者を経由して受託される場合などには、その過程でフロン類引渡しが適切になされず、不法放出のリスクが高まる懸念がある。

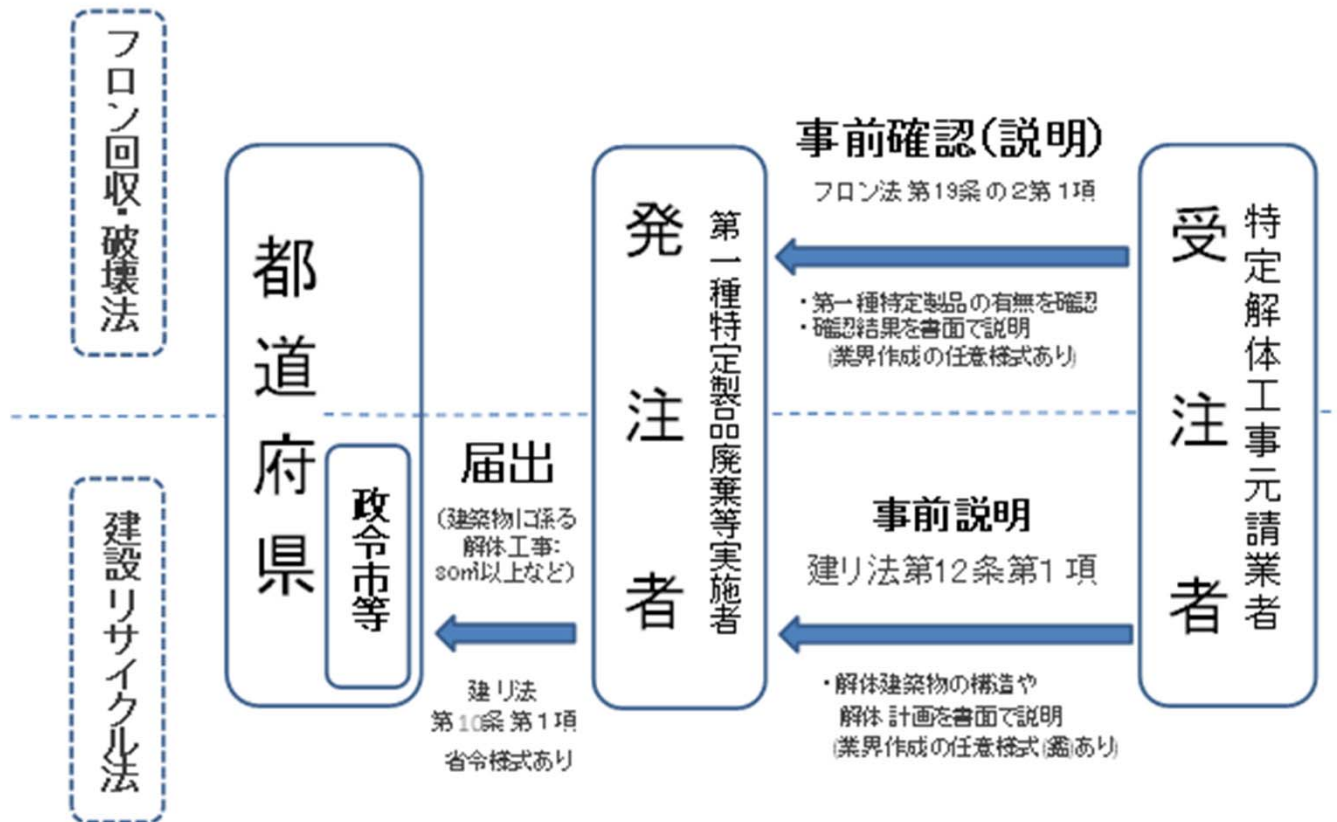
→ **引渡しの適正化**（例えば、廃棄等実施者に対し、フロン回収・破壊法上の義務等の周知徹底を図ることや、フロン回収・破壊法第3条に基づく指針等において、第一種特定製品の廃棄等を行う際には確実に回収業者にフロン類を引き渡す旨をより具体的に記載すること等）

具体的対策の方向性⑤

建築物の解体工事における指導・取組の強化

○ フロン回収・破壊法では、解体工事現場における冷凍空調機器からのフロン類の放出防止のため、特定解体工事元請業者が着工前に第一種特定製品の設置の有無を確認して発注者に説明する義務規定が存在

➔ 建設リサイクル法にも解体工事の元請業者に同様の事前説明義務があることから、都道府県等の各法律の執行当局間で情報の共有化を行い、指導に活かすなど連携を図る。



具体的対策の方向性⑤

建築物の解体工事における指導・取組の強化

○ 業務用冷凍空調機器の所有者のほか、解体業者や引渡受託者等、フロン類の回収に間接的に関与する者についても、フロン類の回収に関する意識が低い。

➔ 国は、先進的な取組を実施している都道府県等の事例を積極的に発信するとともに、関係業界・団体を通じて特定解体工事元請業者に対して、関係者の認知度を高めるための普及啓発を強化することが必要。

<優良事例の例>

建設リサイクル法の届出様式の記載例にフロンについて記載(埼玉県)

その他	無	有害物質(石綿含有スレート板)有り フロン類使用機器有り	石綿作業主任者を選任済 フロン類回収済
工程	作業内容	分別解体等の方法	
設備、内装材等	建築設備、内装材等の取り外し	手作業	

別表1

記載例 ※本通の場合 (A4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等		
建築物の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()	
建築物に関する調査の結果	周辺状況 周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>住宅密集地</u>)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他(<u>隣地の使用必需</u>)	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
	搬出経路 障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(<u>大型車交通不可</u>)	交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備
	残存物品 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<u>エアコン</u>) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する
特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無		
その他	<u>有害物質(石綿含有スレート板)有り フロン類使用機器有り</u>	<u>石綿作業主任者を選任済 フロン類回収済</u>
工程ごとの作業内容及び解体方法	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・一部部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
④基礎・基礎部分	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
⑤その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用
工程の順序	上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他の場合の理由()	
建築物に含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上、取り外しができないため</u>)	
建築物に含まれた建設資材の量の見込み	種類	量の見込み
特定建設資材廃棄物の種類ごとの見込み	<u>40</u> トン	発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ トン <input type="checkbox"/> ⑤ トン <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ トン <input type="checkbox"/> ⑤ トン ⑥その他

その他

○ 経済的手法

「冷媒メーカーへの課税」「機器メーカーによるデポジット制度」「機器メーカーによる課金制度」等の経済的手法の導入については、様々な課題等を踏まえ、引き続き検討が必要。

○ 産業界による自主的な取組

産業界による自主的な取組(自主行動計画)が実施され、代替フロン等3ガスの排出量は減少してきたところ、このような取組の継続は不可欠であり、今後、本報告が提言する対策枠組みの下でどのような取組が求められるか、検討が必要。

○ 取組が評価される環境づくり

制度面の対策を円滑に進めるため、ユーザーや回収事業者等の対策インセンティブの向上を図るとともに、社会全体のフロン対策に係る意識向上に努めることも重要。

○ 制度改正効果のフォローアップ

本報告で提言する対策の効果を把握し、必要に応じて追加的対策を講じ、フロン類の大気中への排出の抑制を確実に推進することが必要。

ノンフロン化の推進

- 環境省では、平成20年度より、冷凍冷蔵・空調用の装置について、更新・新設の際に省エネ自然冷媒を利用した装置を導入する事業に対して導入費用の一部補助を行っている。
- 補助割合は、自然冷媒冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3以内。
- 23年度までに、食品等工場、倉庫、スーパーマーケット等、多様な主体に対して計63施設の補助を実施。
- 本補助事業の成果等は、パンフレットに取りまとめて普及啓発に使用。

参考：ノンフロン化の推進に関するWebページ

<http://www.env.go.jp/earth/ozone/non-cfc.html>

(環境省フロン等対策推進室)

